

経営支援へ県独自制度

外出自粛、時短影響の事業者に

県は、外出自粛や飲食店の営業時間短縮の影響を受ける県内事業者を支援するため、国の月次支援金に上乗せする独自制度を創設する方針を固めた。同支援金を受けた事業者は国の給付額の2分の1を追加する。酒類の提供自粛により打撃を受ける酒類販売関係の業者には国と同額を上乗せする。コロナ禍で厳しさが増す経営の継続を後押しする。

国の給付額に上乗せ

国の月次支援金は4月以降が対象で、給付額は中小法人が1カ月当たり最大20万円、個人事業者が同10万円となっている。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短や外出自粛により、2019年か20年の同月比で売り上げが50%以上減少したことを給付の要件としている。ただ、時短協力金の支給対象となる飲食店は支援金の対象外となっている。

県内では、5月16日からまん延防止等重点措置の適用に伴って飲食店などへの時短、外出自粛の要請を行い、飲食業や取引業者、観光関連事業者など幅広い業種が影響を受けている。県は適用期間の5、6月に限り、月次支援金に独自で上乗せする。

県の制度では、中小法人は最大10万円、個人事業者は同5万円となり、酒販店や卸、酒造など酒類販売関

酒販関係 手厚く

県が月次支援金に上乗せする給付額

	中小法人	個人事業者
国	20万円	10万円
県	10万円	5万円
計	30万円	15万円

酒類販売事業者に限り

	中小法人	個人事業者
国	20万円	10万円
県	20万円	10万円
計	40万円	20万円

※給付額はいずれも上限、1カ月当たり

係の業者は中小法人が最大20万円、個人事業者が同10万円とする方針だ。県は関係事業費を6月補正予算案に盛り込む予定である。

業者は迅速に資金を届けるための工夫とする。

審査を簡略化

県は、国の月次支援金の交付決定通知書を基に給付できるか確認作業を行うなど、大幅に審査を簡略化する計画だ。昨年度、国の持続化給付金に上乗せして支給する「県経営持続支援金」でも同様に、国の通知書を審査に活用した。今回も事